

令和4年度

定期監査結果報告書

四條畷市監査委員



暇監第134号
令和5年2月8日

四條暇市監査委員 津地善勝

四條暇市監査委員 小原達朗

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和4年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

1 監査の対象

子ども未来部

子ども政策課

子ども支援課

子育て総合支援センター

児童発達支援センター

岡部保育所

忍ヶ丘あおぞらこども園

健康福祉部

福祉政策課

生活福祉課

高齢福祉課

障がい福祉課

保険年金課

保健センター

新型コロナウイルス予防接種プロジェクトチーム

2 監査の期間

令和4年9月1日から令和5年1月27日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に準拠し適正になされているか、また、監査対象部局が所管する事務事業が、合理的かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点とし、監査対象部局に係る書類及び資料の提出を求め、提出された関係書類及び資料を調査するとともに関係職員から事情を聴取する方法により監査を実施した。

4 監査対象の所掌事務

【子ども未来部】

子ども未来部の所掌事務は、四條畷市事務分掌条例（昭和45年条例第14号）において、

- (1) 児童福祉に関すること。

- (2) 福祉医療に関すること(他部分掌のものを除く。)
 - (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。
- と規定されている。

【健康福祉部】

健康福祉部の主な所掌事務は、四條畷市事務分掌条例において、

- (1) 福祉医療に関すること。
- (2) 保健衛生に関すること。
- (3) 休日夜間診療に関すること。
- (4) 生活保護に関すること。
- (5) 高齢者福祉に関すること。
- (6) 介護保険に関すること。
- (7) 障害者福祉に関すること。
- (8) 社会福祉の援護に関すること。
- (9) 国民健康保険に関すること(他部分掌のものを除く。)
- (10) 国民年金に関すること。

と規定されている。

5 監査の結果

四條畷市監査基準に準拠して1から3までのとおり審査を実施した限りにおいて、監査対象部局から提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね法令に適合し正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているとともに、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められた。

しかしながら、一部の事務手続において留意すべき、あるいは改善などを要する事項が認められたため、これらについて指摘を行い、是正や見直し等を図るよう要請した。

併せて、以下の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するものである。

◇子ども政策課

○待機児童解消に向けた保育士の確保について

本市においては、待機児童が解消されていない中、地域区分により近隣市に比べて保育士の確保において不利な状況にあることから、地域区分に関する要望と並行して、本市独自の保育士確保に関する施策を行っていることが確認できた。

近年始まった保育士等確保事業補助金等は、補助金によっては多くの民間園に利用されているなど、一定の需要と効果があったものと思われる。今後も、地域区分の引き上げ以外の面で保育士の確保につながる方策がないか積極的に調査研究に努められたい。

◇子ども支援課

○安定したひとり親家庭への支援体制の構築

相談窓口や支援制度等をまとめた「ひとり親家庭のための応援ハンドブック」の作成や母子・父子自立相談員のフルタイム任用など、前回の監査時から支援体制の強化を図っていることが確認できた。

一方で、制度の複雑化や臨時的な業務などの要因も重なり、業務の属人化や人材育成等の面において、課題があることが見受けられた。これらを解消できるよう、担当替えなどの必要なジョブローテーションを実施することにより、安定的な課の運営を行える仕組みづくりを検討されたい。

◇子育て総合支援センター

○子ども家庭総合支援拠点について

今年度中に開設予定としている子ども家庭総合支援拠点は、人的配置の要因もあり、徐々に活動は始めているが、まだ正式に設置できていないとの報告があった。緩やかに人口減少が進むとされている本市の人口推計から考えても、少子化対策は喫緊の課題であるため、なるべく早期の開設に向けて努力されるとともに、開設後は改めて必要とされている方策が何であるのかの吸い上げを行うよう努められたい。

また、ネウボラなわてや教育支援センターなど近しい業務を行う組織がある

中で、市民にとって縦割りで分かりづらく、使いにくい仕組みとならないよう、一体的に業務がなされるよう工夫されたい。

◇児童発達支援センター

○諸業務の実施体制について

保育所等訪問支援事業などの多くの業務において、待機期間が長く市民ニーズに応じた対応ができていないことが確認できた。

近隣他市の諸業務への対応状況や人的配置等を参考に、本市において適切な業務分担や人的配置が行われているか、担当部局だけでなく、財政及び人事部局とも十分な検討を行うよう努められたい。

◇岡部保育所・忍ヶ丘あおぞらこども園

○施設の老朽化への対応について

両施設とも築年数が50年近く、施設の老朽化が課題となっているとの報告があった。

両施設とも、廃止や建て替えが行われるとしても、その時期は現時点で未定であり、今後も当分は現在の施設を使い続ける必要があると思われる。老朽化によるリスクは今後もより高まっていくことから、必要な修繕は機動的に適切に行うことができるよう、財政及び管財部局と連絡を密にし、児童の安心安全を最優先に対処するよう努められたい。

◇福祉政策課

○民生委員・児童委員のなり手の確保について

全国的に民生委員・児童委員のなり手が不足している中、本市においても定数82名に対して11名の欠員が生じていると報告があった。欠員が生じた場合、近隣地区の委員が兼ねるとのことであったが、欠員が増えれば委員の負担が増し、さらなる欠員が生じるという悪循環が発生することが懸念される。

現在も活動のPRなどを行われているところではあるが、更なるなり手確保の方策について、他市での取組み等の調査研究に努められたい。

○補助金要綱の制定について

前回の定期監査において指摘していた四條畷市社会福祉協議会への補助金の給付に関し、補助対象となる経費や諸手続きを定めた要綱等が未制定の状況が続いている。

本年4月までに制定するため、取り組んでいるとのことであるが、遺漏なきよう手続きされたい。

◇生活福祉課

○生活保護担当のケースワーカーについて

生活保護担当のケースワーカーは、法定数は充足しているものの、他業務との兼務の者もあり、また、全員が女性であることによる課題もあるとの報告があった。

より多様なケースへの対応が可能となるよう、ケースワーカーの人的特性が偏ったものとならないような人員配置となるよう、有資格者の任用の際に意を尽くされるよう努められたい。

◇高齢福祉課

○くすのき広域連合の解散に伴う介護保険事業の実施について

くすのき広域連合の解散により、令和6年度から本市単独での介護保険事業が開始される。引継ぎや準備の状況について報告を受けたが、実施が近づくにつれて、より細部について準備や検討を進めていくことになると思われるので、滞りなく事業が実施できるよう、準備に万全を尽くすよう努められたい。

また、本市単独となることを活かし、控除証明書の発行など国民健康保険事業と近似の事務処理については、運用の統一化を図ることができないかなど、利便性の向上につながる方策の検討についても併せて行うよう努められたい。

◇障がい福祉課

特に指摘をすべき重大な事項は見受けられなかった。

◇保険年金課

○国民健康保険料の府内統一化に係る周知啓発等について

経過措置期間が満了し、令和6年度から大阪府内の国民健康保険料は統一のものとなる予定で、その保険料は現行に比べて試算段階では10%弱上がる見込みとのことであった。減免制度についても、令和6年度からは廃止となるものもあるなど、被保険者に大きな影響が出ることが予想される。

開始までの1年余りの期間を利用し、被保険者に周知啓発をはかり、混乱が生じないように努められたい。

◇保健センター

○各種健診等の受診率の向上について

保健センターにおいては、がん検診や39歳健診など様々な検診が行われており、改善状況として報告された乳がん・子宮頸がん検診における取組など受診率の向上に努力されているものと思われるが、対象者に対する受診率が20%未満にとどまっているものも多い。

近年は新型コロナウイルスワクチンの集団接種などで、市民が保健センターを利用する機会が増えていることから、このような機会を生かしてさらに受診率向上に向け健診事業の周知に努められたい。

◇新型コロナウイルス予防接種プロジェクトチーム

○ワクチン接種に関する情報発信について

ワクチン接種に係る新たな方針への対応が懸念事項であると報告された。現在の大規模な接種事業が、今年度末で終了となるかどうかについてもまだ決定されていないとのことで対応に苦慮されているものと思われるが、終了となった場合には、決定から終了まで短い期間の間に市民への周知を行う必要が生じると考えられる。

全世代の市民に対しての情報発信が必要となるため、様々な媒体による効果的な情報発信が実施できるよう準備に努められたい。

○新型コロナウイルス予防接種事業の実施で得られた知見の蓄積について

新型コロナウイルス予防接種事業は、コロナ禍という非常事態に対し、ほぼ全市民を対象に行った極めて規模の大きな事業であり、従事された職員の苦労も非常に大きかったものと思われる。

このような経験において得られた知見は、他の大規模災害発生時の対応などにおいても参考とすることができる点が少なからずあるように思われる。

本事業が終了する際には、どのような点において困難が発生したのか、どのような対応をすればより良い解決が得られたかなどの振り返りを実施し、今後につながるものとなるよう努められたい。

◇その他

○突発的な業務に対する機動的な人員配置について

新型コロナウイルス感染症の流行期には、各種補助金の交付など多くの突発的な業務が発生し、既存の事務分掌では対応できないものについては、プロジェクトチーム等が組織されその処理が行われた。

一方、既存の事務と近い者が対象となる事業については当該事務の担当部局で既存の人員により処理することとなり、結果的に福祉部局を中心に一時的に大きな負荷がかかったように見受けられた。

今回のコロナ禍を教訓として、外的な要因により突発的な業務が生じる場合には、機動的で弾力的な人員配置を検討するよう努められたい。